

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区職域接種事業に係る外部結合等について
--------	-----------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

- ◇第17条第1項第2号（法令等に基づく外部との結合）
- ◇第14条第1項（業務委託等）

（担当部課：健康部保健予防課）

## 事業の概要

事業名	新宿区職域接種事業
担当課	保健予防課
目的	区の業務に携わるエッセンシャルワーカー等及び区内繁華街等の飲食店従業員のワクチン接種を推進することで、コロナ禍における区民への福祉サービス等の提供の継続性を確保するとともに、区内の新型コロナウイルス感染拡大を防止するため。
対象者	区の業務に携わるエッセンシャルワーカー等、区内飲食店従業員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生状況に対処するため、区市町村においてワクチン接種が進められているが、政府は、ワクチン接種に関する区市町村の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等における職域単位でのワクチン接種（職域接種）を開始している。</p> <p>ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症対策の重要な柱であるため、新宿区においても職域接種を活用し、ワクチンの供給状況を勘案しながら、区の業務に携わるエッセンシャルワーカー等や区内飲食店従業員へのワクチン接種を実施していくものである。</p> <p>ワクチン接種の実施にあたっては、高い専門性が求められることから、業務委託をすることにより、円滑に事業を実施していく。</p> <p>2 事業委託の内容</p> <p>(1) ワクチン接種の予約受付（WEB予約システム）</p> <p>(2) 職域接種会場の運営</p> <p>(3) ワクチン接種の実施</p> <p>(4) ワクチン接種記録の登録</p> <p>3 本審議会における付議内容</p> <p>(1) 職域接種事業に係る外部結合</p> <p>(2) 職域接種予約システム運用管理等業務委託</p> <p>(3) 職域接種予約システムサービス提供業務の再委託</p> <p>(4) 職域接種運営業務委託</p> <p>4 対象者数</p> <p>(1) エッセンシャルワーカー等      約1,100人</p> <p>(2) 区内飲食店従業員              約2,300人</p> <p>※ 第1回目の予約枠数</p> <p>個人情報の流れの全体図については、資料16-1のとおり</p>

## 件名 職域接種事業に係る外部結合について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	予防接種
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	【ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目】 接種券番号、住民票所在地自治体名、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号(ワクチンの製造番号)
結合の相手方	国(内閣官房)
結合する理由	<p>職域接種事業については、対象者の多くが区外在住者であり、ワクチン接種の都度、住民票所在地の自治体に対し、文書により接種記録を通知することは極めて困難である。</p> <p>このため、国(内閣官房)は「ワクチン接種記録システム(VRS)」を導入し、職域接種の実施主体が、国(内閣官房)のデータベースに接種記録を登録することで、住民票所在地の自治体が、当該データシステムにより接種記録を参照できる仕組みを構築した。</p> <p>職域接種については予防接種法附則第7条に基づき実施するものであり、職域接種の実施主体とワクチン接種記録システムとの結合については、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」に基づくものである。</p> <p>区においても、当該システムと外部結合し、接種記録を迅速にデータ化することで、円滑かつ確実な情報連携を図る。</p>
結合の形態	国が配布する専用タブレットを使用し、インターネット回線を経由して、国(内閣官房)のサーバと結合し、情報の発信を行う。
結合の開始時期と期間	令和3年9月6日から令和3年12月28日まで
情報保護対策	<p>1 国におけるセキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準等に準拠して開発、運用を行う。具体的には以下の対策を含めたセキュリティ対策を行う。</p> <p>(1) 入力画面に対する不正入力防止機能(SQLインジェクション等の対策)</p> <p>(2) 不正アクセスの防止や外部から侵入された場合の検知、通知機能</p> <p>(3) 通信経路における情報漏えいを防止するための暗号化処理</p> <p>(4) 脆弱性を検査するための第三者機関によるセキュリティ診断</p> <p>(5) ワクチン接種記録システムに保存するデータの暗号化処理の実施</p> <p>(6) 国が配布した端末のみインターネットからワクチン接種記録システムへのアクセスが可能</p> <p>(7) ワクチン接種記録システムは、セキュリティの国際規格を取得しているクラウド基盤を利用</p> <p>(8) アクセスログを保存し、不正な操作を追跡調査することが可能</p> <p>2 国が配布する専用タブレットにおけるセキュリティ対策</p> <p>(1) タブレットは、ワクチン接種記録システムへのアクセス専用のものであり、国が配布する。</p> <p>(2) 端末へのログイン時のパターンロック解除</p> <p>(3) アプリケーションの無効化</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 暗号化によるデータ送信及び送信後データは端末上から自動削除</li> <li>(5) ウイルス対策</li> <li>(6) 操作ログ管理</li> </ul> <p>3 区におけるセキュリティ対策</p> <p><b>【運用上の対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守</li> <li>(2) 区によるユーザ情報の管理（職員、委託先の情報を台帳で管理）</li> </ul> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ユーザ認証（ユーザ ID、パスワード、認証コード）</li> <li>(2) 不正侵入検知システム（IDS）、不正侵入防止システム（IPS）の設置</li> <li>(3) Web 脆弱性攻撃防止（WAF）</li> <li>(4) 標的型攻撃対策</li> <li>(5) ふるまい検知・通報・遮断・通信制御（特定通信のみ許可）</li> </ul>
--	---

**件名 職域接種予約システム運用管理等業務委託について**

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	予防接種
委託先	株式会社日本旅行(プライバシーマーク取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目】 氏名、住所、生年月日、性別、接種券番号、メールアドレス、電話番号、接種予約日時、接種予約会場、所属団体名、勤務先店舗名、勤務先店舗住所
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(再委託先のWEB予約システム) ※委託先は、個人情報を処理する業務は行わない。
委託理由	職域接種事業においては、対象者数が多く、また事前に全ての対象者を把握することができないため、システムを使用せず予約管理業務を行うことは困難である。 このため、あらかじめ対象者を把握できない場合における、接種希望者の予約業務に対応したWEB予約システムの運用管理等について、事業者へ委託することにより、事業を円滑かつ効率的に実施する。
委託の内容	1 WEB予約システムの調達 2 システム初期設定支援 3 システム運用支援 4 障害時発生時対応支援  WEB予約システムのサービス提供業務は再委託する。
委託の開始時期及び期限	令和3年8月13日から令和4年2月12日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 区と委託先との間の契約書には、「特記事項(別紙2及び3)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 【システム上の対策】 1 ID及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体(DVD-R等)に個人情報を記録しないなど、個人情報を厳格に取り扱う。 2 個人情報が記載された紙媒体は施錠できるキャビネット等に保管する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。 2 委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。 3 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。

## 件名 職域接種予約システムサービス提供業務の再委託について

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	予防接種
委託先(再委託先)	<p>【委託先】 株式会社日本旅行(プライバシーマーク取得)</p> <p>【再委託先】 マート株式会社(プライバシーマーク取得)(情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS・ISO/IEC27001)認証取得)</p>
再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>【ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目】 氏名、住所、生年月日、性別、接種券番号、メールアドレス、電話番号、接種予約日時、接種予約会場、所属団体名、勤務先店舗名、勤務先店舗住所</p>
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(再委託先のWEB予約システム)
再委託理由	<p>職域接種事業においては、対象者数が多く、また事前に全ての対象者を把握することができないため、システムを使用せず予約管理業務を行うことは困難である。</p> <p>このため、あらかじめ対象者を把握できない場合における、接種希望者の予約業務に対応したWEB予約システムのサービス提供について、事業者に再委託することにより、事業を円滑かつ効率的に実施する。</p>
再委託の内容	<p>WEB予約システムの機能の提供、データの保管(アクセス制御・バックアップ等)、サーバ及びネットワーク管理、各種セキュリティ対策</p> <p>※予約内容の確認や修正等、個人情報を取り扱う業務は区職員が行う。</p>
再委託の開始時期及び期限	令和3年8月13日から令和4年2月12日まで
再委託にあたり区が行う情報保護対策	<p>【運用上の対策】 事故が発生した場合又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託先に報告し、委託先を介した区の指示に従うよう指導する。</p>
委託先(再委託先)に行わせる情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物、マシン室、データ媒体保管庫への入退室ができる者を特定させ、記録を適正に管理させる。</li> <li>2 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備するとともに、緊急時の連絡体制や対応手順を区に報告させる。</li> <li>3 委託先の従事者に対して、個人情報保護に関するセキュリティ研修を行わせ、個人情報保護の取扱いを適正に行わせる。</li> <li>4 事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区の責任者に報告させ、今後の対応を協議する。</li> <li>5 業務履行後、電子データは消去させる。消去後、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。</li> </ol> <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分離するなどの保護対策を講じさせる。</li> <li>2 ウイルス感染等がないよう、最新のセキュリティ更新プログラムやパターンファイルを適用させる。</li> </ol>

	<ol style="list-style-type: none"><li>3 業務を行う情報システムを取り扱うことができる者を特定し、ID、パスワード等により利用認証を行わせる。</li><li>4 ログ監視ソフト等により、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させる。</li><li>5 データはサーバ上のみで管理し、パソコン端末には保存させない。また、データを通信・格納する際は、暗号化させる。</li><li>6 保管する対象者情報は、他のワクチン接種対象者から切り離し、独立したデータベースとして管理させる。</li></ol>
--	---

**件名 職域接種運営業務委託について**

保有課(担当課)	保健予防課
登録業務の名称	予防接種
委託先	株式会社ベネフィット・ワン(プライバシーマーク取得)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	【ワクチン接種を希望する対象者に係る情報項目】 氏名、住所、生年月日、性別、接種券番号、接種予約日時、接種予約会場、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種年月日、接種会場名、接種医師名、ワクチンメーカー、ロット番号(ワクチンの製造番号)、電話番号、予診票での回答内容
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(国が配布する専用タブレット(ワクチン接種記録システム))
委託理由	職域接種事業については、接種対象者が多数のため、区役所第一分庁舎においてワクチン接種を実施する。 職域接種会場の運営業務を委託することで、円滑かつ効率的に事業を実施する。
委託の内容	1 会場での受付(本人確認及び予約確認)、場内整理、予診票の確認 2 予診及びワクチン接種 3 接種記録の登録
委託の開始時期及び期限	令和3年9月6日から令和3年12月28日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙1)」を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記する。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区へ報告することを義務付ける。 3 国が配付するタブレットについて、区によるユーザ情報の管理(職員、委託先の情報を台帳で管理)を行う。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 契約にあたり、「特記事項(別紙1)」、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を義務付ける。 2 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。 【システム上の対策】 国が配布する専用タブレットにおけるセキュリティ対策 (1) タブレットは、ワクチン接種記録システムへのアクセス専用のもとし、国が配布する。 (2) 端末へのログイン時のパターンロック解除 (3) アプリケーションの無効化 (4) 暗号化によるデータ送信及び送信後データは端末上から自動削除 (5) ウイルス対策 (6) 役割に応じた業務範囲機能のみを表示 (7) 操作ログ管理

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

#### **(再委託の禁止)**

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。
- 11 乙は、乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの（以下「再委託先」という。）に対して、当該業務に従事している者及び従事していた者に次のことを周知しなければならない。
  - ア 当該業務又は事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的

に利用してはならないこと。

イ 新宿区個人情報保護条例（平成 17 年新宿区条例第 5 号）第 43 条（個人の秘密に属する保有個人情報の提供に係る罪）、第 44 条（不正な保有個人情報の提供又は盗用に係る罪）の罰則の適用があること。

12 甲は、必要に応じて直接再委託先に報告を求め、調査を行い、指導することができる。乙は、再委託先との契約書に当該条項を明記しなければならない。

13 乙は、再委託先との契約書に別紙委託者の再委託用の特記事項に掲げる事項を明記しなければならない。

#### **（資料等の返還等）**

14 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

15 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

#### **（個人情報を取り扱う従事者の指定）**

16 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

#### **（業務に関する報告）**

17 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

#### **（監査等）**

18 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

19 前項による確認は、年度当たり 1 回以上行うものとする。

20 乙は、第 18 項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

#### **（従事者に対する教育）**

21 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

#### **（事故発生時等における報告）**

22 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

#### **（公表等）**

23 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

#### **（損害の賠償）**

24 乙は、第 1 項から第 2 項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 丙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (甲、乙及び丙の意義)

- 2 この特記事項において、「甲」、「乙」及び「丙」とは、それぞれ次の各号に定めるものをいう。

- (1) 甲 新宿区の実施機関

※ 「新宿区の実施機関」の部分は、実施機関に応じて、新宿区長、新宿区教育委員会、新宿区選挙管理委員会、新宿区監査委員、新宿区議会を入れてください。

- (2) 乙 甲から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

- (3) 丙 乙から個人情報を取り扱う業務の委託を受けたもの

### (秘密の保持)

- 3 丙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 4 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 5 丙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 6 丙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項

- (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項

- (3) 犯罪に関する事項

- (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 7 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 8 丙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 9 丙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 10 丙は、業務を行うために乙から提供され、又は丙が収集した個人情報を複写し、又は複製しては

ならない。

**(再委託の禁止)**

- 11 丙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

- 12 丙は、業務を行うために甲又は乙から提供され、又は丙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲又は乙に返還し、又は引き渡し、丙が業務を行うに当たり丙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 13 丙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲及び乙に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲及び乙は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

- 14 丙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲及び乙に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

- 15 丙は、乙の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査)**

- 16 丙は、業務に関する個人情報の管理状況について、乙の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

- 17 丙は、丙の従事者従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

- 18 丙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(甲の報告要求、調査及び指導等)**

- 19 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、丙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 20 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 21 丙は、第19項による甲の確認の際には、業務の実施状況を明らかにするものとする。
- 22 第19項による確認のほか、甲は、必要に応じて直接丙に報告を求め、調査を行い、指導することができる。

**(公表等)**

- 23 甲は、丙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、丙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

- 24 丙は、第1項及び第3項から第22項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。